

【アメリカ】新疆ウイグル自治区強制労働阻止法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

* 2021年12月23日に成立した新疆ウイグル自治区強制労働阻止法により、自治区で製造等された全産品を1930年関税法第307条に基づき輸入禁止と推定する規定が設けられた。

1 背景

近年、欧米諸国で、中国新疆ウイグル自治区（以下「自治区」）での強制労働等を含む人権侵害に対する批判が高まっている。これに対する米国の主な取組は、次のとおりである。

2019年10月以降、国土安全保障省税関国境警備局（CBP）は、1930年関税法第307条（19 U.S.C. § 1307, 以下「第307条」）の規定に基づき、自治区で強制労働により全体又は一部が採掘され、生産され、又は製造される産品に、一連の違反商品保留命令（WROs）¹を発してきた。また、商務省は、輸出管理規則（EAR）に基づき、同省産業安全保障局（BIS）のエンティティ・リストに67件の自治区の人権侵害に関わる中国の企業及び公安機関を加えてきた²。さらに、グローバル・マグニツキー人権説明責任法³を実施する大統領令第13818号に基づき、自治区の人権侵害に関わる現・元中国政府職員10名及び2団体を指定してきた。2020年6月17日に成立したウイグル人権政策法⁴は、自治区の少数民族に対する人権侵害に責任を負う中国政府職員等に制裁を加えるものである。2021年12月23日には、自治区で製造等された全産品を第307条に基づき輸入禁止と推定する規定（2022年6月21日施行）を含む法律（全7か条、以下「当該法」）が制定された⁵。大統領が別に定めない限り、第3条～第5条は8年で失効する。

2 概要

（1）自治区で強制労働により製造された産品の輸入阻止戦略（第2条）

「米国・メキシコ・カナダ自由貿易協定（USMCA）」（2020年7月1日発効）の実施法に基づき設立された強制労働執行タスクフォース（以下「タスクフォース」）は、当該法の成立から30日（2022年1月22日）以内に、中国及び自治区で、強制労働により製造等された産品が米国に輸入されないことを保障するための最善の方法につき、パブリックコメントを募集する。コメント募集期間は45日以上とされ、タスクフォースは、期間終了から45日以内に連邦議会で公聴会を開催する。公聴会の主題には、次の2つを含む。a. 中国で強制労働により製造等さ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ Withhold Release Orders. この命令により産品の輸入が差し止められた場合、3か月以内に、輸入業者は当該産品の生産過程で強制労働が行われていないことを立証できるが、CBPがこれを認めない場合には、業者は当該産品を第三国に輸出しない限り、没収される。石本茂彦ほか著「ウイグル人権問題を巡る米国の制裁等と中国の対抗措置等の動向—日本企業に迫られる対応—」 *International Trade Law Bulletin*, Vol.3, 2021.8, p.3.

² リストされた企業等に産品を輸出しようとする者等はBISの許可を受ける必要があるが、この許可は原則として認められない。“China Primer: Uyghurs,” *CRS IN FOCUS*, Jan. 11, 2022, p.2.

³ Global Magnitsky Human Rights Accountability Act, P.L.114-328, Title XII, Subtitle F. 民主化等を求める者を殺害し、拷問する等の者、汚職を行う政府職員等につき、①入国許可、査証等の拒否・撤回、②資産取引の凍結等の制裁を定める法律。②の違反等の処罰は、国際緊急経済権限法第206条b項及びc項の規定の準用による。

⁴ Uyghur Human Rights Policy Act of 2020, P.L.116-145. 詳細は後掲2(3)参照。

⁵ To ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes, P.L.117-78.

れる産品の出所を追跡し、サプライチェーン（供給網）の透明性を向上させ、第三国におけるサプライチェーンの経路を特定するために講じられ得る措置、b. 当該産品を米国に輸入しないことを保障する措置。これらを通じて、タスクフォースは、第 307 条の執行を支援する次の①及び②を含む戦略を、当該法の制定から 180 日（2022 年 6 月 21 日）以内に策定する。

①次の事項のリストの作成。(a)自治区で強制労働により産品を製造等する団体、(b)自治区の少数民族を募集し、輸送する等のために自治区政府と協力する団体、(c)(a)及び(b)の団体が製造等する産品を中国から米国に輸出する団体、(d)自治区から、又は自治区政府若しくは新疆生産建設兵団⁶の協力者から、中国政府の強制労働プログラムのために原料を調達する施設及び団体。

②次の輸入業者指針の作成。(a)中国の特に自治区において強制労働により製造等された産品を業者が輸入しないことを保障するデューディリジェンス（相当の注意）、サプライチェーンの効果的な追跡等、(b)中国からの産品が自治区で製造等されていないことを証明する証拠の種類、性質等、(c)第 307 条により留置され、及び没収される産品を含め、中国からの産品が強制労働により製造等されていないことを証明する証拠の種類、性質等。

(2) 自治区において、又は一定の団体により製造等された産品の輸入禁止の推定（第 3 条）

CBP のコミッショナーは、自治区において、又は 2(1)①(a)～(d)のリストに掲載される団体により製造等された産品は、強制労働によるか否かにかかわらず、a. その輸入が第 307 条に基づき禁止されること及び b. その産品がいかなる米国の港においても陸揚げされる権限がないことを推定する。ただし、コミッショナーが記録輸入業者⁷につき、2(1)②(a)～(c)の規定に定める指針を完全に遵守し、かつ、産品が強制労働により製造等されたか否かにつき確認するコミッショナーの全ての情報請求に完全に対応したと判断する場合に、コミッショナーが、明白かつ確信を抱くに足る証明⁸により、当該産品が強制労働により製造等されていないと判断するときを除く。この条は、当該法の成立から 180 日（2022 年 6 月 21 日）後に施行される。

(3) 自治区における強制労働に対する制裁の賦課（第 5 条）

大統領は、ウイグル人権政策法に基づき、法成立から 180 日（2020 年 12 月 14 日）以内に 1 度及びその後は年に 1 度、自治区の少数民族に対する、列挙する人権侵害⁹に責任を負う中国政府職員を含む外国人を特定する報告書を議会へ提出する。当該法は、この列挙に「強制労働に関係する深刻な人権侵害」を加え、大統領は、この追加の人権侵害に責任を負う外国人を特定する報告書を、上記報告書とは別に、当該法の成立から 180 日（2022 年 6 月 21 日）以内に提出する。ウイグル人権政策法を準用し、当該外国人は、①その者の米国内に存在する資産等の取引の阻止・禁止、②査証、入国許可又は臨時入国許可の拒否及び撤回、③①に違反等する者に、25 万ドル¹⁰又は取引額の 2 倍の額のいずれか大きい方以下の民事罰、①に故意に違反等する者が有罪判決を受けた場合には、100 万ドル以下の罰金、20 年以下の拘禁刑又はこの併科の刑事罰に処する¹¹。同法に定める大統領による制裁の実施、制裁の免除等の規定も準用される。

⁶ XPCC. 中国国営の準軍事組織であり、自治区で行われる強制労働プログラムに関与しているとされる。op.cit.(2).

⁷ Importer of Record: IOR. 産品を輸入する際に、全ての関係する法令の遵守を保障する責任を負う者を指す。

⁸ 当該法と類似する推定・除外の仕組みを採る北朝鮮人権侵害制裁法 (22 U.S.C. § 9241a) にいう当該証明につき、国土安全保障省は、「証拠の優越よりも高い証明基準であり、一般的に主張・内容が高度に確からしい」こととする。
“PL117-78 (December 23, 2021): The Uyghur Forced Labor Prevention Act,” Paul Hastings LLP, Dec. 27, 2021.

⁹ 既に列挙されている人権侵害は、①拷問、②残酷、非人間的又は尊厳を失わせる処遇又は処罰、③起訴又は公判なしの長期拘禁、④誘拐及び秘密の拘禁による失踪、⑤他者の生命、自由又は安全への権利の深刻な侵害である。

¹⁰ 1 ドルは約 115 円（2022 年 3 月分報告省令レート）。

¹¹ 国際緊急経済権限法第 206 条 b 項及び c 項の規定の準用による。なお、拘禁刑は個人にのみ科される。